

平成 24 年度自己点検・自己評価書

国際交流推進のための諸方策

地域の中核を担う本学の社会貢献の在り方

本学の魅力を発信するための広報戦略



平成 24 年 11 月
福岡教育大学

- 目 次 -

評価項目 1: 国際交流推進のための諸方策

- 【評価基準 1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
国際交流を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が整備されている。
- 【評価基準 2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
本学学生の海外留学を促す学習機会や留学情報が提供されるとともに、経済支援が整備されている。
- 【評価基準 3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
受入留学生の教育プログラムの充実が図られるとともに、受入留学生の修学上及び学生生活上の支援を適切に行っている。

評価項目 2: 地域の中核を担う本学の社会貢献の在り方

- 【評価基準 1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
社会連携を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が地域と一体となって整備されている。
- 【評価基準 2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
地域住民の幅広い生涯学習需要に応えるために、市民を対象とした公開講座や講演会等の各種取組みがなされている。
- 【評価基準 3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
本学が有する人的資源を活用した社会貢献活動を組織的に展開する体制が整備されている。

評価項目 3: 本学の魅力を発信するための広報戦略

- 【評価基準 1】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
広報を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が整備されている。
- 【評価基準 2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
公的機関として社会に対する説明責任を果たすために、教育研究活動等の状況が法令に基づき公表されている。
- 【評価基準 3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
ホームページや広報誌等を通じて、大学の情報が学外に向けて積極的に発信されている。

評価項目 1: 国際交流推進のための諸方策

評価項目 1 自己評価及びその判断理由

(自己評価)

それぞれの基準を満たしており、期待される水準にある。

(判断理由)

【評価基準 1】: 国際交流を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が整備されている。

(1) 国際交流の推進に関する基本方針の策定

今日のグローバル化した社会経済情勢において、大学教育には国際的に通用する資質や能力を獲得させることが喫緊に求められている。学校教育教員や生涯学習社会を担う有為な人材の養成を目的とする本学にとっては、広く教育界で求められている国際化に関わる諸課題を把握のうえ、異文化への高い理解や多言語を駆使する能力の涵養等、教育の国際化に向けた取組が必要となっている。また、研究活動についても、学術交流の国際化を通して質の高い教育を支えとともに、研究水準の向上を図る必要がある。このような課題意識から「国際交流の推進に関する基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日)を策定し、国際交流の体制を強化するとともに、国際化をひとつの基軸として本学の機能強化を図ることとした。

【資料 1-1-1】 国際交流の推進に関する基本方針

本基本方針の具体化については、下の表のとおり国際化に関する第二期中期目標・中期計画の達成に向けた平成 24 年度年度計画の取組として着手しており、協定大学との交流推進や本学学生の海外留学の促進及び海外からの受入留学生の修学環境の改善等の検討を行っている。

第二期中期目標・中期計画(抜粋)

国際化に関する目標を達成するための措置			
中期目標	国際交流のための体制を強化し、教育研究の国際化を推進する。		
中期計画	【27-1】 海外の大学等との連携協力を推進し、国際的な学生交流・学術交流を活性化するため、条件整備・環境整備を進める。	24 年 度 年 度 計 画	国際交流の推進に関する基本方針に基づき、新たに設けた基金を利用する等により、教育・学術交流の国際化の推進を図る。
	【28-1】 学生教育の活性化に向けて、海外派遣学生及び受入留学生のための教育・支援を充実させる。		国際交流の推進に関する基本方針に基づき、新たに設けた基金を活用した派遣留学生への助成や、受入留学生の生活・修学環境の改善について、可能なものから実施する。

なお、国際交流協定校は下記のとおりである。

国際交流協定校一覧（交流内容はいずれも「学生交流・学術協力」）		
・遼寧師範大学（中華人民共和国）	昭和 61 年	6 月 26 日締結
・キャンベラ大学（オーストラリア）	平成 7 年	2 月 13 日締結
・釜山教育大学校（大韓民国）	平成 10 年	12 月 11 日締結
・北アリゾナ大学（アメリカ合衆国）	平成 13 年	3 月 6 日締結
・リンネ大学（スウェーデン）	平成 17 年	8 月 23 日締結
・韓国教員大学校（大韓民国）	平成 18 年	6 月 1 日締結

【資料 1-1-2】交流協定による海外派遣・受入れ学生状況一覧

（2）推進体制の整備

運営企画室のひとつである国際交流推進室は、上記年度計画の取組を通して、「国際交流の推進に関する基本方針」の推進を図っている。同室は、理事（国際交流・社会連携担当）を室長とし、講座等及び事務局から選出された室員 7 名により組織されており、年度計画の取組に係る企画立案や事業の実施を担っている。

現在のところ、本学の国際交流に関する事案については、国際交流推進室と事務組織の連携推進課が所掌しているが、平成 24 年 10 月 1 日付けで国際交流担当の副理事が配置され、今後は国際交流コーディネーターの配置と業務センターとしての機能を果たす「国際交流・留学生支援推進本部（仮称）」の設置が予定されており、国際交流・留学生支援の実働体制の強化が順次、図られることになっている。

【資料 1-1-3】国立大学法人福岡教育大学運営企画室規程

【資料 1-1-4】国際交流・留学生支援体制図

以上のことから、評価基準 1 に関わる取組等を着実に推進していると判断している。

【評価基準2】本学学生の海外留学を促す学習機会や留学情報が提供されるとともに、経済支援が整備されている。

(1)学習機会及び研修機会の提供

TOEFLインテンシブコース

海外派遣学生の語学教育の充実及び語学レベルの向上のために、TOEFLインテンシブコースを開講し、平成23年度には21名が受講した。受講者のうち2名は協定大学へ留学し、2名はその後実施した英語圏のウイスコンシン州大学ラクロス校の語学研修プログラムに参加している。今後、平成23年度受講者の、留学や語学研修への参加が期待されている。現在更なるレベル向上を目指して、国際交流推進室において、同コースの内容の改善について検討を進めている。ただし、大幅な改善は予算上の制約もあり厳しい状況にある。

【資料1-2-1】TOEFLインテンシブ講座の案内等

韓国学生教育交流事業（派遣・受入れ）

学校教員を目指す日韓両国学生の交流と教員養成教育の実践交流を図ることにより、国際的視野に立った教員の養成及び現職教員の研修の場を確立することを目的とした事業である。協定大学の釜山教育大学校及び韓国教員大学校と、教職員2名と学生10名程度の派遣・受入れを毎年交互に実施している。

本事業への参加を契機に協定留学に関心を持つ学生も多く、平成23年度の参加者のうち、2名（本学1名、釜山教育大学校1名）が24年度に協定留学生として相互に派遣されている。

平成23年度 釜山教育大学校（受入） 韓国教員大学校（派遣）

平成24年度 韓国教員大学校（受入） 釜山教育大学校（派遣）

【資料1-2-2】平成23年度韓国教員大学校学生教育交流事業（派遣）報告書

【資料1-2-3】平成23年度釜山教育大学校学生教育交流事業（受入）報告書

短期研修プログラム

平成23年度、日本学生支援機構が募集したショートビジットプログラムに応募し、キャンベラプログラムとウイスコンシン州大学ラクロス校への研修プログラムが採択され、計31名（キャンベラプログラム21名、ウイスコンシン州大学ラクロス校10名）の学生を派遣した。

また、福岡県立大学のハワイ研修プログラムが福岡県主催の「世界に打って出る若者育成事業」に採択され、本学でも募集を行ったところ学生1名が同プログラムに参加した。その他に、遼寧師範大学への語学研修プログラム等も実施しており、語学研修を中心に課外活動やホームステイ等を通してコミュニケーション能力の向上を図っている。研修参加者には、本学の単位として認定する制度もある。

今後、短期研修プログラムの充実を図り、外部資金獲得等により、多くの学生を海外に派遣することが必要である。

【資料1-2-4】平成23年度留学生交流支援制度プログラム実施報告書（キャンベラ大学）

【資料1-2-5】平成23年度留学生交流支援制度プログラム実施報告書（ウイスコンシン州大学）

【資料 1-2-6】海外における語学研修にかかる単位認定に関する取扱いについて(重要通知)
等

(2) 経済支援

国際交流協定校派遣支援奨学金

平成 23 年度に「福岡教育大学未来奨学金」の一つとして創設された「国際交流協定校派遣支援奨学金」制度は、一人につき、渡航費用・保険料・滞在費にかかる費用の半額(上限 30 万円)を支給するものである。支援総額は 200 万円とし、返還の不要な給付型奨学金である。平成 24 年度は、7 名の派遣留学生に支給を行った。

【資料 1-2-7】規程・細則・手引(奨学金関連)

【資料 1-2-8】未来奨学金授与の様子

(3) 留学情報の提供

ガイドブック「留学を目指す人のために」及び留学説明会

留学情報の提供として、留学体験の詳細等の情報を記載したガイドブック「留学を目指す人のために」を作成しており、大学公式ホームページにも掲載している。また、留学先別に説明会を開いており、留学経験者が話す留学体験は、これから留学を希望する学生にとって貴重な情報源になっている。

【資料 1-2-9】「留学を目指す人のために」留学・語学研修ガイドブック【冊子】

【資料 1-2-10】平成 24 年度留学説明会案内

(4) 派遣状況

国際交流協定校への派遣実績(留学期間は半年以上 1 年以内)

年度	遼寧師範大学	釜山教育大学校	韓国教員大学校	北アリゾナ大学
平成 24 年度		1	3	1
平成 23 年度		5		
平成 22 年度	1			
平成 21 年度	1	4	1	
平成 20 年度	1	1	1	
合 計	3	11	5	1

	キャンベラ大学	リンネ大学	国立彰化師範大学	合 計
平成 24 年度	3	3	1	12
平成 23 年度	3	3		11
平成 22 年度	1	3	2	7
平成 21 年度	2	3		11
平成 20 年度	1	2		6
合 計	10	14	3	47

以上のことから、評価基準 2 に関わる取組等を着実に推進していると判断している。

【評価基準3】: 受入留学生の教育プログラムの充実が図られるとともに、受入留学生の修学上及び学生生活上の支援を適切に行っている。

(1) 本学の留学生の内訳(平成24年10月1日現在)

平成24年度10月1日現在の本学留学生は下記のとおりである。

国籍	学部生	大学院生	教員研修留学生	日本語・日本文化研修留学生	協定留学生	学部研究生	科目等履修生	合計
中国	26	16			3	20	2	67
韓国		1	3		2			6
台湾					2			2
オーストラリア				1	2			3
ロシア			1	1				2
ベトナム				1				1
インドネシア				1				1
合計	26	17	4	5	9	20	2	83

(2) 受入留学生の教育プログラム

日本語・日本理解教育プログラム

受入留学生の履修する基本的な教育プログラムとして「日本語・日本理解教育プログラム」を次のとおり編成している。

日本語・日本事情の専任教員1名と非常勤講師3名が、日本語の基本的な運用能力(読む・書く・話す・聴く)を身に付けさせている。補講も能力別クラスや個別指導クラスを開設するなど、親身な教育を提供している。また、日本の教育、文化、社会についての理解を深めさせるため、専任の留学生担当教員2名が比較教育や異文化間心理といったアプローチから科目を開設している。さらに、日本理解特別プログラムとして、年度のテーマに応じた地域や施設等への見学・研修旅行も設けている。

今後の教育プログラムの充実に向けては、留学生対象の授業、日本理解特別プログラムの実態を調査し、必要に応じて改善策を検討することとしている。

【資料1-3-1】留学生対象授業時間割

【資料1-3-2】日本理解特別プログラムのお知らせ

Teaching Practice Program

3ヶ月未満の短期受入に応えるために、教員養成インターンシップとして「Teaching Practice Program」を設けている。本プログラムでは、受入教員が小中学校等の教育機関と協議をして、授業参観、模擬授業等を中心に構成し、実践的に日本の教育制度を学ぶ。今年度は、リンネ大学より4名の留学生を受け入れる予定である。

[【資料 1-3-3】 Teaching Practice Program の取扱いについて \(重要通知\)](#)

[【資料 1-3-4】 平成 24 年度受入実績 \(予定\)](#)

(3) 留学生の修学上及び学生生活上の支援

留学生に対する支援体制は、留学生担当教員、指導教員、学生チューター及び連携推進課が担っている。特に、留学生と最も近い存在である学生チューターの役割は大きく、日常生活上の支援をはじめとして、日本語の上達や授業内容の理解に寄与している。チューターがその役割を適切に果たすことができるよう、チューター説明会を開催している。

[【資料 1-3-5】 チューター説明会資料](#)

また、3名の専任の留学生担当教員は、本学受入留学生の教育プログラムの編成や運営及び生活・進路指導等、中心的な機能を果たしており、留学生の修学・生活状況の把握やコミュニケーションの場として留学生ホームルームを実施している。また、事務組織としての連携推進課は、受入、住居、奨学金、帰国、その他諸手続等の窓口となっている。情報提供については、修学上及び学生生活上の手続きなどをまとめた「留学生ガイドブック」を配布するとともに長期休暇等においても支障のないよう留学・国際交流情報掲示板(ホームページ)でも行っている。

[【資料 1-3-6】 留学生ガイドブック \(冊子\)](#)

[【資料 1-3-7】 留学・国際交流情報掲示板](#)

各種の奨学金の公募情報については、連携推進課窓口での対応の他、留学・国際交流情報掲示板(ホームページ)を活用した提供も行っている。また、賃貸契約の際の連帯保証人が見つからない留学生には、福岡教育大学外国人留学生後援会が住宅の保証人を担う留学生住宅保証制度(平成24年度利用者4名:9月末現在)を利用した支援を行っている。

[【資料 1-3-8】 留学生住宅保証制度の概要](#)

また、本学外国人留学生を激励するとともに、本学学生・教職員、地域の国際交流ボランティア団体等との友好親睦と地域交流を深めるため、「留学生・宗像地域国際交流団体情報交換会」を開催している(平成23年度参加者56名 平成24年11月9日(金)実施予定)。

[【資料 1-3-9】 平成 23 年度の交流会の様子](#)

留学生の修学上及び学生生活上の改善については、国際交流推進室が関連の年度計画の取組を通して担う体制になっており、留学生の修学に関する実態調査を踏まえた改善策の検討などを行っている。

なお、改善策の企画・立案に関わる体制を強化するため、平成 24 年 10 月 1 日付けで国際交流担当の副理事が配置された。現在、「国際交流・留学生支援推進本部（仮称）」を設置の上、国際交流コーディネーターを配置する構想が進められている。

以上のことから、評価基準 3 に関わる取組等を着実に推進していると判断している。

評価項目 2: 地域の中核を担う本学の社会貢献の在り方

評価項目 2 自己評価及びその判断理由

(自己評価)

それぞれの基準を満たしており、期待される水準にある。

(判断理由)

【評価基準 1】社会連携を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が地域と一体となって整備されている。

(1) 社会連携の推進に関する基本方針の策定

本学は、教育を専門とする九州地区の拠点大学として、豊かな教養と高度の専門知識、教育実践力を備えた教員を養成するとともに、地域社会の生涯学習機会の創出に寄与することが求められている。これまで、教育、研究の成果の還元や、生涯学習の機会創出に貢献してきたが、更なる発展を目指すためには、地域とのより一層の連携が求められている。そこで、本学が所有する知的・人的・物的資源を基盤として、積極的に社会との連携を推進することを目的として、平成 23 年 11 月 18 日付けで、「社会連携の推進に関する基本方針」を策定した。

【資料 2-1-1】社会連携の推進に関する基本方針

(2) 推進体制の整備

この基本方針の推進を図っている組織が、運営企画室の一つである社会連携推進室である。同室は、理事（国際交流・社会連携担当）を室長とし、講座等及び事務局から選出された室員 8 名により構成され、年度計画の取り組みに係る企画立案や事業の実施を担い、必要に応じて学長に具申することを目的とした組織である。

また、同室は、教育現場や地域社会から、それぞれのニーズを収集し、その情報を取りまとめ、学内の各種委員会にその意見・要望を伝え、それぞれの自己点検・評価・改善に反映させる役割も担っている。

【資料 1-1-3】(再掲) 国立大学法人福岡教育大学運営企画室規程

【資料 2-1-2】教育現場等のニーズを把握するシステム図

(3) 自治体・教育委員会との連携協力協定

福岡県内の市及び教育委員会（1 市 14 教育委員会）と連携協力協定を締結しており、教員養成、教員研修、教育実習、学生ボランティア派遣などについて、連携した事業を実施している。

また、平成 21 年度より、連携先の教育委員会教育長との懇談会を実施しており、本学の事業等について意見・要望を聴取し、各種改革に反映している。

自治体・教育委員会との連携協力協定締結（1市・1県6市7町教委）

- ・宗像市との連携協力協定（平成13年4月・平成15年7月更新）
- ・福岡県教育委員会との連携協力協定（平成17年3月）
- ・福岡市教育委員会との連携協力協定（平成17年11月）
- ・北九州市教育委員会との連携協力協定（平成17年11月）
- ・春日市教育委員会との連携協力協定（平成18年7月）
- ・福津市教育委員会との連携協力協定（平成19年7月）
- ・糟屋地区（1市7町）教育委員会との連携協力協定（平成22年12月）
- ・久留米市教育委員会との連携協力協定（平成23年11月）

【資料2-1-3】教育委員会と福岡教育大学との懇談会議事概要（平成23年度実施分）

（4）宗像地区連携事業連絡協議会の設置

本学の所在地である宗像地区（宗像市・福津市）と、平成21年7月に「宗像市・福津市教育委員会及び宗像地区小・中学校と福岡教育大学との連携事業連絡協議会」を発足させた。この協議会では、各種の連携事業を効率的かつ効果的に運営を行うための連絡調整の機能を果たしている。構成員は下記のとおりである。

- ・会長：福岡教育大学理事（国際交流・社会連携担当）
- ・宗像市教育委員会：理事兼主幹指導主事、教育政策課長、指導主事
- ・福津市教育委員会：教育総務課長、主任指導主事
- ・小中学校校長会：宗像市小・中学校長代表（小・中学校各1名）
福津市小・中学校長代表（小・中学校各1名）
- ・福岡教育大学：社会連携推進室副室長、学生・就職支援室副室長、教育実習運営委員会委員長、教職実践講座、連携推進課長、教育支援課長、学生支援課長

計17名

【資料2-1-4】連携事業連絡協議会規程

【資料2-1-5】連携事業連絡協議会議事概要（平成24年5月実施分）

また、平成18年度から、毎年1回「宗像地区教育関係者合同研修会」を実施しており、宗像・福津の両教育委員会、宗像地区の小・中学校教員、本学の役職者及び教職員が一同に介して、毎年テーマを決めて、意見交換を行っている。平成24年度のテーマは、「教育実習の成果と課題」と「宗像地区と大学が連携した教員研修のあり方について」であり、良好な連携を支えるための双方向のフィードバックによる課題共有と連携ルートの確立の必要性について、活発な意見交換が行われた。本研修会で挙げた意見・要望については、社会連携推進室を介して、学内の関係委員会等にフィードバックし、検討状況の集約を連携事業連絡協議会が担うこととしている。

- ・平成 23 年度宗像地区教育関係者合同研修会参加者数
宗像地区 102 名(宗像市教育委員会 10、福津市教育委員会 7、小学校 58、中学校 27)、
大学 92 名 合計 194 名
- ・平成 24 年度宗像地区教育関係者合同研修会参加者数
宗像地区 96 名(宗像市教育委員会 10、福津市教育委員会 9、小学校 48、中学校 29)、
大学 69 名 合計 165 名

合同研修会テーマ一覧

第 1 回（平成 18 年度）

パネルディスカッション：「教育大学と地元小中学校との連携のあり方」

第 2 回（平成 19 年度）

実践発表「学校経営の活性化を図る教育大との連携」

講話「生活体験の過剰と欠損がもたらす教育困難～小・中学校・大学に望むこと～」

講師：東和大教授

第 3 回（平成 20 年度）

シンポジウム「連携の具体化と日常化に向かって」

講演「地域に生きる～郷土のためにできること」講師：長谷川法世

第 4 回（平成 21 年度）

全体研修「連携事業連絡協議会の概要」二宮理事

「福岡教育との連携に望むこと」宗像市・福津市教育長

分科会 第 1 分科会「教育実習の充実」

第 2 分科会「教育ボランティアの在り方」

第 3 分科会「大学の研修室や講座との連携の在り方」

第 5 回（平成 22 年度）

分科会 第 1 分科会「教育実習の充実」

第 2 分科会「教育ボランティアの在り方」

第 3 分科会「大学の研修室や講座との連携の在り方」

第 6 回（平成 23 年度）

福岡教育大学と宗像地区小・中学校のニーズにあった連携について

～これからの学生ボランティア、教育実習のあり方を通して～

全体研修 1「教育実習の成果と課題」

全体研修 2「学校ボランティアの成果と課題」

第 7 回（平成 24 年度）

福岡教育大学と宗像地区小・中学校のニーズにあった連携について

～これからの教育実習、教員研修のあり方を通して～

全体研修 1「教育実習の成果と課題」

全体研修 2「宗像地区と大学が連携した教員研修のあり方について」

以上のことから、評価基準 1 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。

【評価基準2】 地域住民の幅広い生涯学習需要に応えるために、各種の市民を対象とした公開講座や講演会等の各種取組みがなされている。

(1) 公開講座の実施

本学では、教員や市民に多様な学習の機会を提供するために公開講座を実施している。教員を対象とした講座は、教員研修を目的として実施しており、教育委員会や県教育センターと連携して実施している講座も多い。また、一部の講座は、免許法認定公開講座として実施している。

一般市民向けの公開講座は、本学における教育研究の成果を広く社会に公開し、教養を高めることを目的として実施している。講座の種類も、情報関係、スポーツ関係、健康関係、歴史関係等と幅広い分野を開設しており、受講者数も多い。

受講者からのアンケート結果では、有意義だったという意見が大半を占めている。また、講座の種類を増やして欲しいとの意見も見られる。今後、受講者からの感想・意見を取りまとめ、社会連携推進室において講座開設のさらなる充実の検討を行う予定である。

- | | | |
|-----------|---------------------|-----------|
| ・平成 23 年度 | 27 講座(一般市民対象 17 講座) | 受講者 711 名 |
| ・平成 24 年度 | 23 講座(一般市民対象 14 講座) | を予定 |

【資料 2-2-1】平成 24 年度公開講座冊子

(2) 開放授業プログラムの実施

平成 22 年度より、市民に多様な生涯学習の機会を提供するため、本学学生が受講している正規の授業科目を一部開放している。一般市民の受講生と学生と一緒に授業を受講しており、一般市民の受講生の授業中における真剣な態度や、学ぶ姿勢等が、本学学生にも良い刺激となっており、授業担当教員の評価は高い。

また、授業の 2/3 以上出席した受講者には修了証書を発行しており、大学としての公的な学習成果の認定により、次の学習意欲の継続につなげている。

本事業の広報活動は、公開講座や「講座 むなかた！ムナカタ！宗像！」と同様に、地元宗像市への各戸回覧やコミュニティセンターへの周知、近隣市町村の広報誌掲載等、草の根的な活動を行っており、さらに、受講者の口コミも加わり、受講者数は、開設当初の平成 22 年度 11 名、平成 23 年度 26 名、平成 24 年度 45 名と着実に増えてきている。

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 平成 23 年度 | 開講講座 17 | 受講者数 26 名 |
| 平成 24 年度 | 開講講座 22 | 受講者数 45 名 |

【資料 2-2-2】平成 24 年度開放授業プログラムチラシ

(3)「講座 むなかた！ムナカタ！宗像！」の実施

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコの世界文化遺産の暫定リストに登録されたことに伴い、本学の所在する宗像（旧宗像郡）の歴史・文化を多面的・総合的に考究し、その成果を広く市民に発信する講座で、平成 22 年度から実施している。本講座は、自治体等が企画実施するものとは異なり、地域住民の歴史的・文化的な興味・関心の掘り起こしを行うとともに、郷土への愛着と誇りを抱いてもらうよう企画しており、各年度とも、多数の参加者を集め、好評を博している。平成 22 年度の第 1 期講座の実施後、次期講座の開設の要望が多数であったため、平成 23 年度に第 2 期の講座を開講した。そして、更なる開講の要望が非常に強かったため、平成 24 年度も第 3 期講座として開設を行うことを決定した。第 3 期講座は、宗像市の補助金を活用し、関連自治体等との連携をより一層強化して実施する。

平成 22 年度	計 3 回講師 6 名	延べ参加者数	675 名
平成 23 年度	計 4 回講師 9 名	延べ参加者数	1,000 名
平成 24 年度	計 3 回講師 6 名		

[【資料 2-2-3】「講座 むなかた！ムナカタ！宗像！」第 1 期チラシ及び第 1 回目の様子](#)

[【資料 2-2-4】「講座 むなかた！ムナカタ！宗像！」第 2 期チラシ](#)

[【資料 2-2-5】補助金決定通知書](#)

(4) 大学開放事業（Jr.サイエンス&ものづくり）の実施

本学が有する教育機能や施設を広く地域社会に開放し、休日に地域の子どもたちを受け入れ、子どもたちが多様な活動を体験できる機会を提供している。

本事業の広報については、企画の概要を書いたチラシを作成し、宗像・福津市内の小・中学校児童・生徒全員並びに、その他、近隣の市町村の小・中学校、図書館等に配布を行っている。平成 23 年度は、本学の近隣市町村小中学校へのチラシ配布部数を増やし、参加者が平成 22 年度の約 800 名から約 1,000 名に増加した。

また、平成 23 年度は、実施時期を 3 年生の教育実習終了後に設定したため、各企画のアシスタントに、実習が終了したばかりの 3 年生が多く参加することができたため、参加した子ども達はもとより、保護者からも好評を得ていた。企画自体も、参加者からの意見は、おおむね好評であった。

平成 24 年度は、例年実施してきた「科学」と「ものづくり」に加え、体育、音楽等の分野を取り込み、「教育大へ行ってみよう！（Jr.サイエンス&ものづくり）」と名称を変更して実施する予定である。

[【資料 2-2-6】平成 23 年度 Jr.サイエンス&ものづくりチラシ及び当日の様子](#)

[【資料 2-2-7】平成 24 年度「教育大へ行ってみよう！（Jr.サイエンス&ものづくり）」チラシ](#)

(5) むなかた大学のまち協議会

宗像市と日本赤十字九州国際看護大学、東海大学福岡短期大学及び本学で「むなかた大学のまち協議会」を設置し、それぞれの特色を生かした連携事業を実施している。その事業の一つである「むなかた協働大学」では講座の提供を行い、同大学での目的である「宗像ならではの市民が主役のまちづくりを担う人材育成」に寄与している。

平成 22 年度提供講座（第 期）	3 件
平成 24 年度実施予定講座（第 期）	3 件

[【資料 2-2-8】 むなかた大学のまち協議会規約](#)

[【資料 2-2-9】 第 期むなかた協働大学募集要項](#)

(6) ルックルック講座

宗像市が、市民や学校が実施する研修会や学習会へ講師を派遣する「ルックルック講座」に、本学からも講座を提供し、地元自治体の生涯学習施策と連携した知的資源の活用を図っている。平成 23 年度の利用実績は 11 件と少なかったが、利用者のアンケートから、利用講座は大変好評であったことが伺える。今後も、宗像市と連携しながら、市民のニーズに合わせた講座開設が必要となる。平成 24 年度は 26 講座を提供している。

[【資料 2-2-10】 平成 23 年度ルックルック講座実績一覧](#)

[【資料 2-2-11】 平成 24 年度版パンフレット](#)

なお、本学主催の上記(1)～(4)の事業について、受講者の感想や、ニーズがわかるアンケート等を社会連携推進室で作成し、事業の改善に生かしていく予定である。

以上のことから、評価基準 2 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。

【評価基準3】本学が有する人的資源を活用した社会貢献活動を組織的に展開する体制が整備されている。

(1)新・人材バンク

新・人材バンクの区分

新・人材バンクは、大学に蓄積された知識や人材を広く地域社会に提供し、教育に関する諸課題の解決への支援・協力、地域社会の発展及び活性化等への貢献を目的に実施するものである。内容に応じて、おおよそ下記のとおり区分している。

共同研究：教育委員会や学校と連携して、特定のテーマについて共同で研究を行う。

(平成23年度3件)

(例)「教員の授業力向上を目指した校内研究のあり方について(公立小学校)」

出前授業：大学教員が小・中・高校生を対象に、自身の専門分野についての授業を行う。

(平成23年度41件)

(例)「子どもが自ら考え学ぶ書写指導(公立小学校)」

「教員養成系の大学進学を目指す高校生へ(公立高等学校)」

出前講演：研修会、セミナー等で、自身の専門分野等について講師として講演を行う。

(平成23年度67件)

(例)「園歌を楽しく素敵に歌いたい(市立幼稚園保護者)」

「新学習指導要領実施に向けて(中学校教員)」

教育相談：学校や教育委員会での研究内容、研究方針についての相談、指導・助言等を行う。附属学校教員が行う師範授業も含む。(平成23年度226件)

(例)「中学部3年生の生徒への支援のあり方(特別支援学校)」

教材開発：教育委員会や学校と連携して、教材を開発する。(平成23年度1件)

(例)「コンピュータ分野での制御に関する単元(公立中学校)」

連携協力：その他連携事業(平成23年度2件)

有料の新・人材バンク

平成 22 年度から、従来の教員個人がボランティアで実施している無料の人材バンクに加えて、本学の講座や附属学校がチームを組んで地域社会や学校等からの依頼に対応する、有料の事業を加えた「新・人材バンク」を立ち上げた。

平成 23 年度の有料分派遣実績例

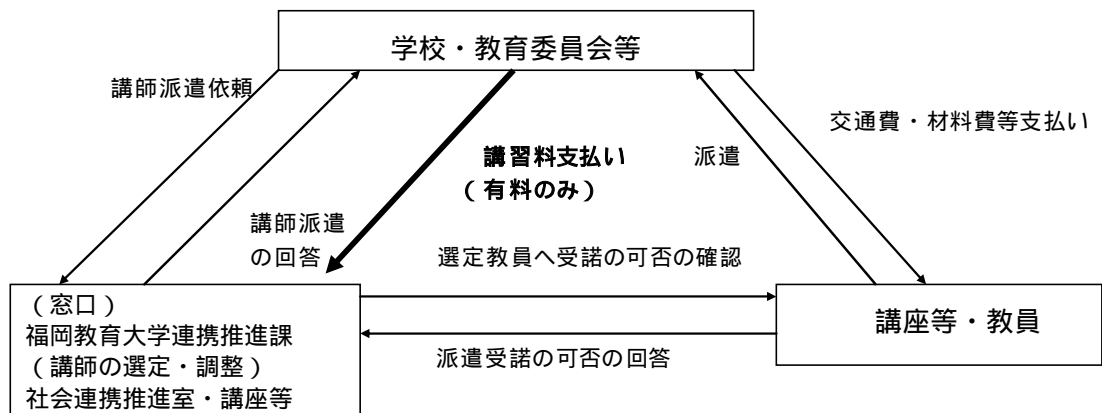
- ・小・中学校合同研究協議会指導・助言（8 名）
- ・教育研究所一年次所員指導・助言（3 名）

有料の新・人材バンクは、教員 1 名につき 1 時間 2,500 円の講習料が必要となる。しかし、有料分については、利用者にとって無料分との区別が判別しがたいといった点や、講習料の支払い方法に支障があるなどの問題が生じているとともに、利用実績も必ずしも高いとは言えない（平成 22 年度 1 件 1 名、平成 23 年度 3 件 12 名）見直しが必要となっている。

以上のことから、社会連携推進室において新・人材バンクの見直し作業を行っているところであり、平成 24 年度中に改正を行う予定である。

新・人材バンクの手続き等

新・人材バンクの概要については、本学HPにて公表している。申し込みからの手続きは次の図のとおりである。



その他

新・人材バンクは、無料又は有料（講習料）の講師派遣であるが、従来から、謝金の支払いが行われ、勤務時間外に実施することになる「兼職」の制度がある。それぞれの手続きの窓口が違っているため、一部の利用者には分かりにくい面もある。現時点では、依頼を受けた窓口が受け付け、それぞれの担当窓口へ引き継ぐこととしている。

(2) 社会連携推進室の取り組み

社会連携推進室では、本学の知的資源の活用を媒介とした中学校・高等学校の連携を推進し、学校現場が抱える諸課題の解決に寄与する取り組みを実施している。

高大・中大連携事業

現在の学校現場が抱える課題の一つである「理科離れ」について、従来から高等学校と連携して事業を実施している。平成23年度は、福岡県立鞍手高等学校理数科、私立柳川高等学校と連携し、学習プログラムを実施した。参加した鞍手高等学校の生徒からは、普段の高等学校の授業では体験できない実験を学ぶことができ、さらに理科に対する興味が深まった等の意見があった。

平成24年度は、引き続き、私立柳川高等学校との学習プログラムを実施し、鞍手高等学校との連携事業では、数学科を加え、他教科にも応用し実施中である。さらに、福津市のコミュニティスクール推進のための、連携事業を実施中である。同様に「理科離れ」について、科学技術振興機構が募集するサイエンスパートナーシップ事業（SPP事業）により、平成23年度は、東海大学付属第五高等学校と連携し、福岡県商工部及びトヨタ自動車九州株式会社の協力により、出前授業を実施した。平成24年度は、福岡市立青葉中学校、那珂川町立那珂川中学校、福津市立津屋崎中学校と連携して実施予定である。

【資料2-3-1】平成23年度 鞍手高校・東海大学付属第五高等学校でのSPP事業の様子

【資料2-3-2】平成23年度 福岡教育大学・鞍手高等学校高大連携事業実施報告書

【資料2-3-3】平成23年度 福岡教育大学・柳川高等学校高大連携事業実施報告書

【資料 2-3-4】平成 24 年度 福岡市立青葉中学校での S P P 事業（青葉中だより）

教科セミナーの実施

平成 23 年度に、中学校新学習指導要領の完全実施に伴う諸課題を解決するため、現職教員を対象とした「社会科教育セミナー」を実施した。このセミナーは、中学校社会科の中でも大きく内容が変わる地理的分野について、中学校教員の問題解決や不安解消を図ることを目的としている。セミナーでは、文部科学省の教科調査官から、学習指導要領の改訂のポイント等の解説があり、本学教員からは、教材化の視点から具体的な事例を交えながら説明があった。参加者の大半からテーマや内容の設定について好評の声があり、今後、このようなセミナーがあれば参加したいとの回答があった。

平成 24 年度は、外部助成団体から獲得した資金を活用して、中高生及び教員を対象に、理科セミナー「植物バイオから広がる科学の不思議な世界」を実施した。この講座は、基礎的な内容から高度に専門的な内容まで幅広い実験を行った。参加した教員には、自身の授業への応用や問題解決となり、中学生・高校生にとっては理科の学習内容についての理解が一層深まるものとなった。

以上のような教科セミナーの実施によって、現職教員の直面する課題の解決に貢献することができていると考えられる。

【資料 2-3-5】平成 23 年度 社会科セミナーチラシ及び当日の様子

【資料 2-3-6】平成 23 年度 社会科セミナー総括

【資料 2-3-7】平成 24 年度「植物バイオから広がる科学の不思議な世界」チラシ及び当日の様子

以上のことから、評価基準 3 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。

評価項目 3 本学の魅力を発信するための広報戦略

評価項目 3 自己評価及びその判断理由

(自己評価)

それぞれの基準を満たしており、期待される水準にある。

(判断理由)

【評価基準 1】: 広報を推進するための全学の基本方針が策定され、その推進体制が整備されている。

(1) 広報に関する基本方針の策定

本学は、長い歴史と伝統の中で培われた教育及び研究に関する知的、人的、物的資源を基盤にして、蓄積された諸成果を積極的に社会に還元することを目指しており、地域の発展に寄与し、地域連携への取り組みを強化するため、地域社会に対して本学の存在を積極的にアピールしていく必要がある。

また、本学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究の成果を社会に還元するため、情報公開・情報発信を積極的に推進する必要がある。

このため、学内外からの要請を的確に把握し、より戦略的で迅速な広報活動の展開が可能となるよう、「広報の推進に関する基本方針」を策定した。

【資料 3-1-1】 広報の推進に関する基本方針

(2) 推進体制の整備

また、本学では、情報発信や広報活動に関することを調査研究し、必要に応じて学長に具申することを目的とした組織として、広報企画室を設置している。

広報企画室は、理事（総務・財務担当）を室長に、教員 5 名及び事務職員 2 名で構成され、そのほか広報担当の事務スタッフ 1 名が運営を補助している。同室では、広報体制の在り方を検証するほか、上記の「広報の推進に関する基本方針」や全学的な広報ポリシーやガイドラインの策定などを行っており、本学のブランド向上に繋がるメッセージの発信機能を強化するための広報戦略を進めている。

なお、学生募集及び入試広報については、入学試験の専門性や特殊性を考慮し、別途、理事（企画・教育研究・附属学校担当）を室長とする入学試験改善室で取り組むこととしている。

【資料 1-1-3】(再掲) 国立大学法人福岡教育大学運営企画室規程

【資料 3-1-2】 福岡教育大学における広報の推進体制

基本方針を策定し、学内掲示板で教職員に対して周知することによって、本学の広報に対する共通理解が得られた。今後も、教職員に対して、広報マインド養成を図っていくこととする。

以上のことから、評価基準 1 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。

【評価基準 2】: 公的機関として社会に対する説明責任を果たすために、教育研究活動等の状況が法令に基づき公表されている。

(1)教育研究活動等の公表状況

大学の「教育情報の公表」に関しては、大学・大学院が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進こととし、平成 22 年 6 月 15 日に学校教育法施行規則が改正され、平成 23 年 4 月 1 日に施行された。

なお、法令で公表が義務化された事項は、次のとおりである。

1. 大学の教育研究上の目的に関する事。
2. 教育研究上の基本組織に関する事。
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事。
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事。
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事。
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。

これにより、各大学では、それぞれが重視する役割・機能や教育研究活動等の情報を、インターネット等により、社会に分かりやすく情報発信することが義務付けられ、本学でも主にホームページを通じて、教育情報の公表を行っている。

【資料 3-2-1】 ホームページでの教育情報の公表状況

本学では、法令違反にならないようにするだけでなく、公的機関として社会に対する説明責任を果たすため、公表されている事項が一目で分かるような表示や表形式を多用するなど、分かりやすい公表に努めている。

さらに、公表する情報の統一化を図るため、教育情報公表基準（ガイドライン）の策定を予定しており、現在その作業を進めている。

以上のことから、評価基準 2 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。

【評価基準 3】: ホームページや広報誌等を通じて、大学の情報が学外に向けて積極的に発信されている。

(1)ホームページ関係

本学では、前回のホームページ見直しから5年以上が経過し、掲載されている情報量が増加していく中で、デザイン面や機能面での見劣り、緊急時の情報発信に時間がかかる、掲載情報が整理されていないなどの問題が顕在化していた。情報発信力の強化、サイト訪問者の利便性、情報提供機能の充実（CMS：コンテンツマネジメントシステム）等を図るため、平成24年4月にホームページのデザインや機能等を全面的にリニューアルした。

リニューアルのポイントは、次のとおりである。

- ・本学のカラーが見えるようなトップページの構築
- ・訪問者別コンテンツとメインコンテンツの整理
- ・サイトマップの整理、工夫
- ・ユーザビリティを意識したデザインの刷新
- ・イメージがわかりやすい写真などを使う等の工夫
- ・文字サイズの選択制などアクセシビリティの改善
- ・作る側の利便性を考慮して専門知識や技術を極力必要としないシステムの構築 など

【資料 3-3-1】 ホームページリニューアルの状況

また、大学広報の更なる機能強化を図るため、本学ホームページのリニューアルに合わせて、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した広報を促進しており、その運用体制を整備するとともに、情報発信に際しての心構えや留意点をまとめた「ソーシャルメディアポリシー」を、平成24年2月に制定した。

【資料 3-3-2】 SNS（Twitter）を利用した広報の状況

(2)広報誌関係

本学では、受験生、在学生、保護者、卒業生、教職員等の広報対象者ごとに、効果的な広報を行うため、各種広報誌を発行している。

平成23年度には、広報誌の配付先が共通するもので統合可能なものがないか、検討を行い、「学園だより」を廃止して「JOYAMA通信」に一本化するなど、広報誌の整理を行った。

また、「JOYAMA通信」の読者からの意見等を広報誌に反映させるため、アンケートを実施しており、編集作業の参考にしている。

さらに、これまで紙媒体のみでの配布となっていた「JOYAMA通信」及び「大学概要」について、ホームページのリニューアルに合わせて電子化を図り、ホームページに掲載することによって、利用者の利便性を図るとともに、幅広い情報提供を可能にした。

【資料 3-3-3】 各種広報誌の発行状況等

(3)その他の広報

本学の魅力や各種情報を地域の方々、高校生などに幅広く発信するオープン施設として「インフォメーション・プラザ」を平成 23 年 4 月に本学事務局玄関横に開設した。

また、情報発信機能の更なる強化を図るため、JR 赤間駅、JR 教育大前駅のコンコース内に、「インフォメーション・サテライト（広報誌等を配架したラック）」を設置した。これにより、広報サテライトは、宗像市役所、宗像市民活動交流館（メイトム宗像）を含む 4 カ所に拡大した。今後も、他の駅、公共機関、銀行、病院等に設置したい。

【資料 3-3-4】 「インフォメーション・プラザ」等の様子

ホームページについては、リニューアルから半年が経過した。リニューアルされたホームページに関するアンケートを利用者に対して実施しており、その検証結果によっては、更なる改善を行いたい。

本学では、平成 23 年度を“広報元年”と銘打ち、前述のホームページリニューアルや広報誌の見直しなど、各種の取り組みを実施しており、積極的な情報発信に努めてきている。

以上のことから、評価基準 3 に関わる取り組み等を着実に推進していると判断している。